

人材紹介サービス 返戻金制度に関するご案内

弊社では、人材紹介契約に基づきご入社された方が、自己都合により早期退職された場合について、下記のとおり返戻金制度を設けておりますので、ご案内申し上げます。

■ 返戻金制度の適用について

ご紹介によりご入社された方が、自己都合により退職された場合、以下の条件を満たすことにより、すでにお支払いいただいた紹介手数料の一部を返金させていただきます。

■ 返金対象および割合

退職時期	返金割合
入社後3ヶ月以内の退職	紹介手数料の50%
入社後6ヶ月以内の退職	紹介手数料の10%
入社後6ヶ月を超える退職	返金対象外

■ 返戻金制度の適用条件

- 退職日から7日以内に、退職の事実を弊社宛にご通知いただくこと
- 退職日の翌月末までに、返金請求のお申し出をいただくこと
- 退職理由が自己都合であること（※会社都合や不可抗力による退職は対象外となります）

上記条件を満たさない場合、返金の対象外となる場合がございますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

その他ご不明点がございましたら、弊社担当までお気軽にお問い合わせください。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

令和7年5月1日
みらい株式会社